

国立大学法人愛媛大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員は、期末特別手当の額は、国立大学法人愛媛大学役員給与規程により、国立大学法人愛媛大学経営協議会の議を経て、学長が、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

- ① 俸給月額を989,000円から984,000円に改正した。(6月1日)
- ② 退職手当について、新たに「職員退職手当規程の調整率」と同様の率を乗じることとし、段階的に引き下げる。(3月1日)

理事

- ① 俸給月額を838,000円から834,000円に、780,000円から776,000円に、724,000円から720,000円に改正した。(6月1日)
- ② 退職手当について、新たに「職員退職手当規程の調整率」と同様の率を乗じることとし、段階的に引き下げる。(3月1日)

理事(非常勤)

改定なし

監事

- ① 俸給月額を724,000円から720,000円に改正した。(6月1日)
- ② 退職手当について、新たに「職員退職手当規程の調整率」と同様の率を乗じることとし、段階的に引き下げる。(3月1日)

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 14,964	千円 11,010	千円 3,875	千円 78 (通勤手当)			
A理事	千円 12,694	千円 9,331	千円 3,285	千円 78 (通勤手当)			
B理事	千円 11,817	千円 8,683	千円 3,056	千円 78 (通勤手当)			
C理事	千円 12,803	千円 9,331	千円 3,285	千円 187 (通勤手当)			
D理事	千円 11,817	千円 8,683	千円 3,056	千円 78 (通勤手当)			
E理事	千円 11,636	千円 8,057	千円 2,976	千円 119 (通勤手当) 483 (広域異動手当)			◇
A監事	千円 10,893	千円 8,057	千円 2,836	千円 ()			※
B監事 (非常勤)	千円 1,368	千円 1,368	千円	千円 ()			

注1:「広域異動手当」とは、在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は在勤する勤務箇所が移転した場合において、勤務箇所間の距離及び住居と勤務箇所との間の距離がいずれも60キロメートル以上であるときに支給するものである。

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注3:「前職」欄の「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標・中期計画に基づき、引き続き教員の教育研究組織の見直しを行い、柔軟かつ機動的な組織の編成及び再編等に取り組み、活性化を図る。また、事務系職員等については、意識改革・能力開発並びに専門性の向上に努め、業務の効率化及び合理化を図りながら、人件費の適正な管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、人事評価制度による評価結果等を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
給与:俸給 (昇給)	1月1日前1年間における勤務成績に応じて、昇給区分に基づく号俸数を昇給させることがある。
給与:俸給 (昇格)	勤務成績が特に良好で、かつ昇格基準を満たしている場合、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることがある。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき、支給する。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

①新たに、専門薬剤師手当(5,000円/月)・認定薬剤師手当(3,000円/月)を設けた。

②特殊勤務手当に係る教育業務連絡指導手当の作業内容について、新たに、「小学校」に「生徒指導主事」、「中学校」に「進路指導主事」を設けた。

①②施行日:平成24年4月1日

③各俸給表の俸給月額を平均0.23%引き下げた。

④平成19年1月1日から平成21年1月1日の間に昇給の抑制を受けていた職員のうち、平成24年6月1日において、30歳未満の職員は最大2号俸、30歳以上36歳未満の職員は最大1号俸上位に調整する改正。

⑤俸給の調整額の調整基本額を、次のとおり改正した。

- ・一般職員Ⅰ俸給表 7級 12,100円→12,000円
9級 14,400円→14,300円
10級 16,000円→15,900円
- ・教育職Ⅰ俸給表 5級 15,100円→15,000円

③④⑤施行日:平成24年6月1日

⑥退職手当について、退職手当規程上設けられている「調整率」を段階的に引き下げる。

⑦昇格制度について、昇格後の号俸を現行より下位の号俸に決定することとした。

⑥⑦施行日:平成25年1月1日

⑧特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じることとした。

(職員について)

・実施期間：平成24年6月1日～平成26年3月31日

・俸給表関係の措置の内容：

一般職員Ⅰ俸給表2級以下	▲4.77%	(H24.6.1～H24.9.30:▲2.862%)
一般職員Ⅰ俸給表3級から6級まで	▲7.77%	(H24.6.1～H24.9.30:▲4.662%)
一般職員Ⅰ俸給表7級以上	▲9.77%	(H24.6.1～H24.9.30:▲5.862%)
一般職員Ⅱ俸給表3級	▲4.77%	(H24.6.1～H24.9.30:▲2.862%)
教育職員Ⅰ俸給表2級以下	▲4.77%	(H24.6.1～H24.9.30:▲2.862%)
教育職員Ⅰ俸給表3級及び4級	▲7.77%	(H24.6.1～H24.9.30:▲4.662%)
教育職員Ⅰ俸給表5級以上	▲9.77%	(H24.6.1～H24.9.30:▲5.862%)

・諸手当関係の措置の内容：

管理職手当	▲10%	(H24.6.1～H24.9.30:▲6%)
地域手当	▲10%	(H24.6.1～H24.9.30:▲6%)
広域異動手当	▲10%	(H24.6.1～H24.9.30:▲6%)
期末・勤勉手当	▲9.77%	(H24.6.1～H24.9.30:▲5.862%)

・国と異なる措置の概要：

看護師、医療職員、附属学校園の教諭、年俸制職員、特定職員、契約職員は対象外。
実施開始時期を、平成24年6月1日からとし、9月30日までの減額率は、上記のとおり
国と異なる率とした。

(役員について)

・俸給表関係の措置の内容： ▲9.77% (H24.6.1～H24.9.30:▲5.862%)

・諸手当関係の措置の内容：

期末特別手当 ▲9.77% (H24.6.1～H24.9.30:▲5.862%)、その他手当(「職員について」と同様)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1798	42.9	6,058	4,553	51	1,505
事務・技術	365	44.5	5,061	3,826	69	1,235
教育職種 (大学教員)	777	48.5	7,678	5,742	48	1,936
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	443	33.5	4,307	3,257	43	1,050
技能・労務職種	6	54.3	4,960	3,785	30	1,175
教育職種(附属高校教員)	43	45.7	7,084	5,350	36	1,734
教育職種(附属義務教育学校教員)	47	42.3	6,698	5,066	48	1,632
医療職種(病院医療技術職員)	115	35.6	4,455	3,370	62	1,085
その他医療職種(看護師)	2					

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	人 59	歳 40	千円 3,256	千円 2,649	千円 45	千円 607
事務・技術	人 28	歳 45.7	千円 2,926	千円 2,213	千円 56	千円 713
教育職種 (大学教員)	人 8	歳 36.9	千円 4,129	千円 3,091	千円 36	千円 1,038
医療職種 (病院医師)	人 13	歳 29.3	千円 3,553	千円 3,553	千円 0	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 5	歳 40.7	千円 3,166	千円 2,397	千円 93	千円 769
医療職種(病院医療技術職員)	人 5	歳 39.9	千円 3,020	千円 2,279	千円 66	千円 741

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員の「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師、医療機器操作員等を示す。

注3:常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4:常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注5:常勤職員の「事務・技術」及び「医療職種(病院看護師)」には、育児休業者の代替者である特定職員(任期付)を含む。

注6:常勤職員の「教育職種(大学教員)」には、病院教員(注8)及び寄附講座等教員(注9)を含む。

注7:常勤職員の「医療職種(病院医療技術職員)」には、特定技術職員(注10)を含む。

注8:「病院教員」とは、研究拠点形成費補助金、大学改革推進等補助金及びその他国、独立行政法人等の補助金並びに寄附金等の外部資金(以下「外部資金」という。)又は病院収入により雇用される者で、医学部附属病院において教育研究及び診療に従事する任期付きの教員をいう。

注9:「寄附講座等教員」とは、寄附講座及び寄附研究部門規程の規定に基づき雇用する寄附講座又は寄附研究部門を担当する任期付きの教員をいう。

注10:「特定技術職員」とは、外部資金又は病院収入により雇用される者で、専門的な知識又は特殊な技能を要する業務及び資格免許を必要とする業務に従事する任期付きの職員(医療職員を含む。)をいう。

注11:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載してない。

注12:非常勤職員の「医療職種(病院医師)」とは、医員及び研修医を示す。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	50	44.9	5,408	5,408	32	0
事務・技術	3	34.8	2,711	2,711	29	0
上級研究員	4	36.3	6,550	6,550	50	0
特定研究員	22	35.8	4,377	4,377	23	0
教育職種 (特定教員等)	21	57.5	6,656	6,656	37	0
教育職種(大学教員)	該当者なし					
常勤職員(年俸制)	該当者なし					

	人	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	4	61.8	3,921	3,921	66	0
事務・技術	4	61.8	3,921	3,921	66	0

注1:常勤職員、在外職員及び非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2:医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については、該当する職種がないため省略した。

注3:「教育職種(特定教員等)」には、実務家教員(注7)及び特命教員(注8)を含む。

注4:「上級研究員」とは、当法人の先端研究拠点の施設等において、自立して研究を実施する任期付きの研究員をいう。

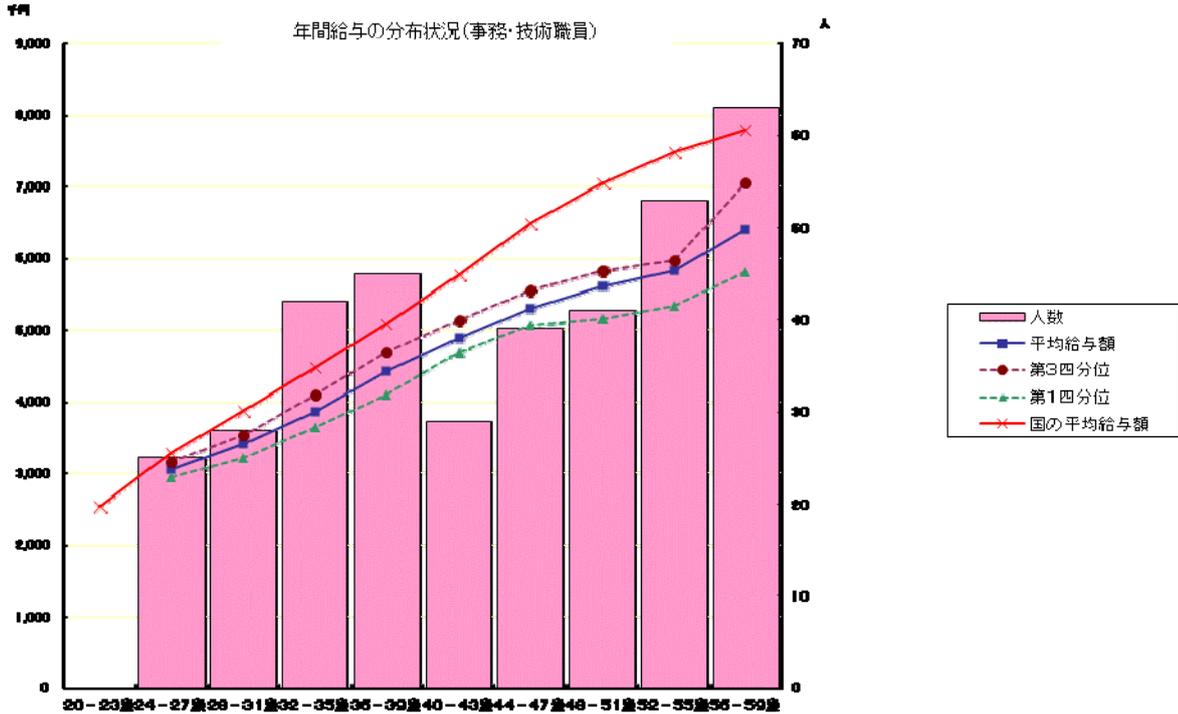
注5:「特定研究員」とは、特定のプログラム、プロジェクト等に従事する任期付きの研究員をいう。

注6:「特定教員」とは、外部資金により雇用する者で、特定のプログラム、プロジェクト等に従事する任期付きの教員をいう。

注7:「実務家教員」とは、実務的教育を主に担当する任期付きの教員をいう。

注8:「特命教員」とは、知識、経験等に基づき、当法人の長が特に必要とする教育研究及びこれに関連する業務に従事する任期付きの教員をいう。

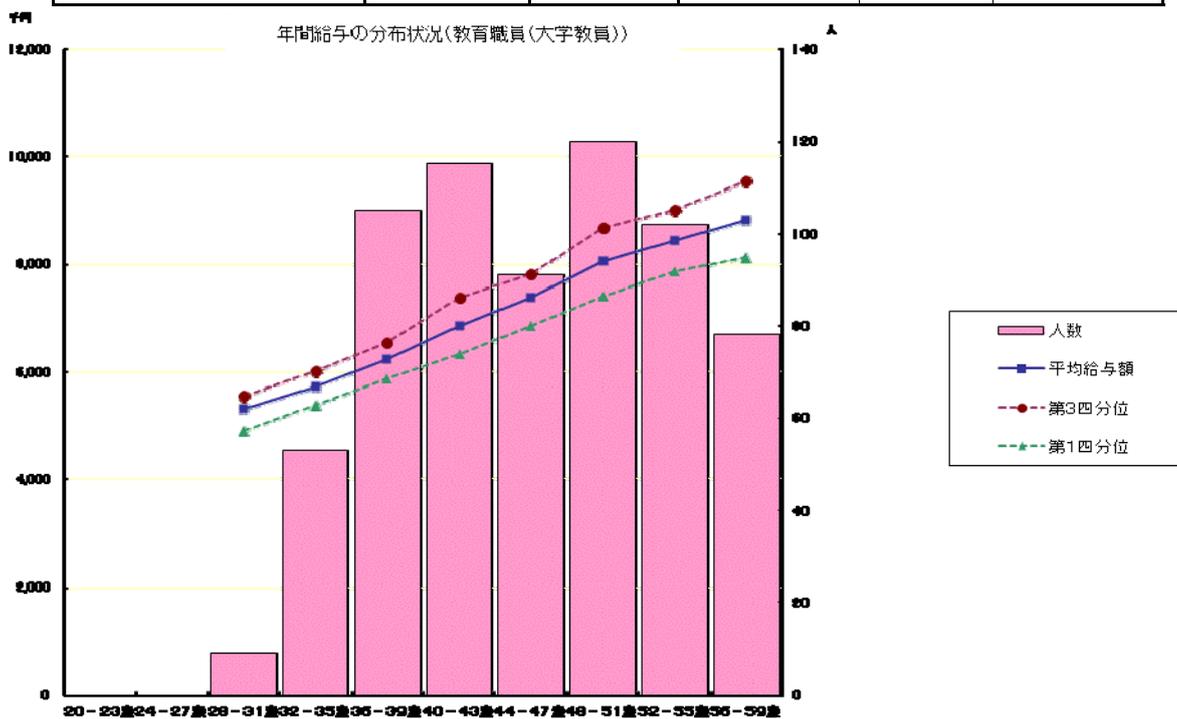
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

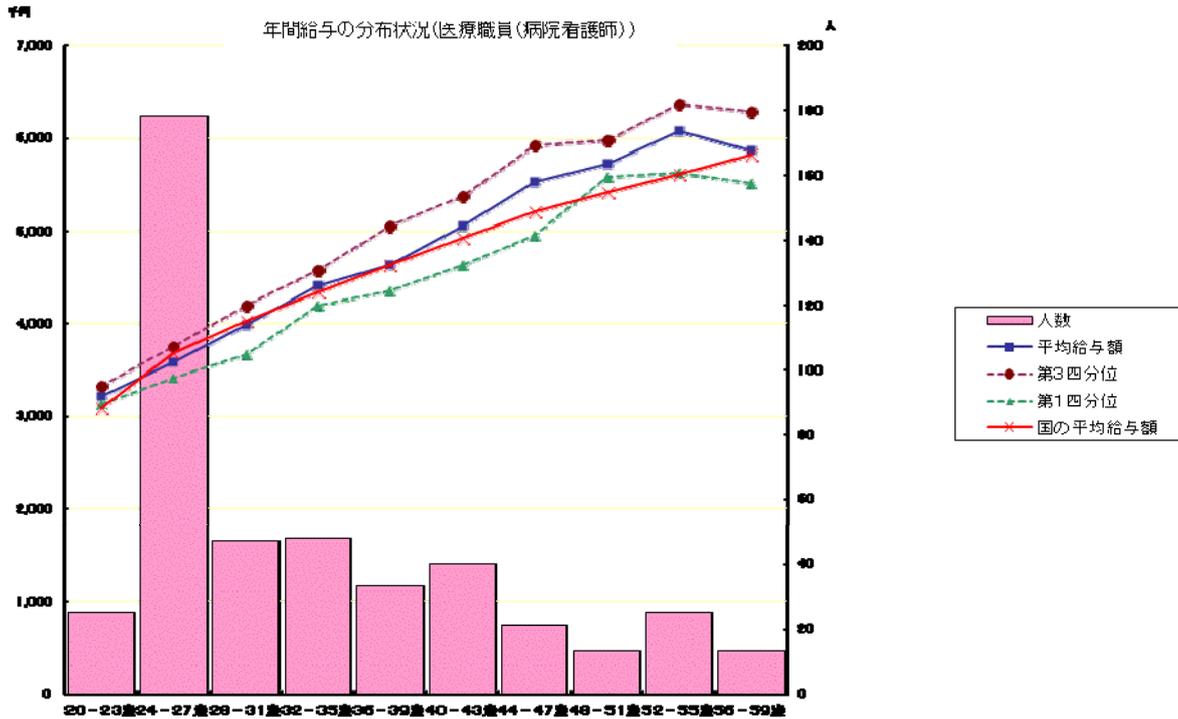
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・課長	32	56.6	6,706	7,055	7,321		
・係長	130	47.4	5,040	5,249	5,540		
・主任	50	40.1	4,096	4,501	4,890		
・係員	94	32.1	3,170	3,469	3,671		



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位 (・教授 ・准教授 ・講師 ・助教)	人	歳	千円	千円	千円
	274	56.2	8,547	9,136	9,665
	253	47.1	6,994	7,405	7,863
	72	43.8	6,203	6,771	7,523
	172	40.1	5,690	5,993	6,328



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位 (・看護師長 ・副看護師長 ・看護師)	人	歳	千円	千円	千円
	27	49.6	5,875	6,044	6,256
	44	43.3	5,060	5,411	5,842
	368	31.0	3,475	3,965	4,310

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長 部長
人員 (割合)	365人	48人 (13.2%)	57人 (15.6%)	157人 (43.0%)	61人 (16.7%)	24人 (6.6%)	14人 (3.8%)
年齢(最高～最低)		49～24歳	52～27歳	59～35歳	59～39歳	59～50歳	59～44歳
所定内給与年額(最高～最低)		3,125～2,036千円	3,867～2,357千円	4,915～2,828千円	5,179～3,894千円	5,950～4,185千円	7,795～5,266千円
年間給与額(最高～最低)		4,009～2,699千円	5,029～3,137千円	6,421～3,757千円	7,043～5,264千円	7,570～5,750千円	10,045～6,883千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長 副学長	副学長	副学長
人員 (割合)	—	4人 (1.1%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		59～50歳			
所定内給与年額(最高～最低)		6,982～5,814千円			
年間給与額(最高～最低)		9,354～7,893千円			

注1:「課長」には、課長相当職である「室長」を含む。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手 助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	777人	3人 (0.4%)	175人 (22.5%)	72人 (9.3%)	253人 (32.6%)	274人 (35.3%)
年齢(最高～最低)		52～47歳	64～29歳	62～30歳	63～32歳	65～40歳
所定内給与年額(最高～最低)		3,816～3,677千円	5,582～3,439千円	6,144～3,420千円	6,703～3,504千円	9,255～5,162千円
年間給与額(最高～最低)		5,043～4,859千円	7,162～4,544千円	8,110～4,593千円	8,787～4,666千円	12,032～6,981千円

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護部長	看護部長
人員 (割合)	443	該当者なし ()	368 (83.1%)	44 (9.9%)	27 (6.1%)	3 (0.7%)	1 (0.2%)
年齢(最高 ～最低)			59～22	57～31	58～39	55～45	
所定内給 与年額(最高 ～最低)			4,793～ 2,269	4,756～ 3,154	5,011～ 3,851	5,117～ 4,472	
年間給与 額(最高～ 最低)			6,430～ 2,996	6,457～ 4,246	6,797～ 5,186	6,856～ 6,061	

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)	—	該当者なし ()
年齢(最高 ～最低)		
所定内給 与年額(最高 ～最低)		
年間給与 額(最高～ 最低)		

注:医療職員(病院看護師)の6級については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 53.4	% 55.8	% 54.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 46.6	% 44.2	% 45.4
	最高～最低	% 48.6～44.6	% 47.7～41.3	% 46.3～44.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 66.9	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.3	% 33.1	% 34.7
	最高～最低	% 43.5～29.8	% 40.7～29.1	% 39.8～30.8

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.7	% 59.4	% 57.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 44.3	% 40.6	% 42.5
	最高～最低	% 51.2～31.7	% 45.2～31.5	% 46.5～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 66.8	% 65.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.5	% 33.2	% 34.8
	最高～最低	% 45.2～32.4	% 41.8～29.3	% 43.5～31.0

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 62.9	% 66.4	% 64.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.1	% 33.6	% 35.3
	最高～最低	% 43.5～32.1	% 40.7～29.1	% 42.1～30.8

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

対国家公務員(行政職(一))

82.7

対他の国立大学法人等

91.6

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等

93.7

医療職員(病院看護師)

対国家公務員(医療職(三))

100.8

対他の国立大学法人等

95.3

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 82.7		
	参考	地域勘案	89.7
		学歴勘案	81.8
		地域・学歴勘案	89.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41% (国からの財政支出額 17,026,366千円、支出予算の総額 41,881,258千円：平成24年度予算) 【検証結果】 本法人の給与制度は国家公務員に準じているが、年齢構成上50歳以上の者が多く、また、役職就任年齢が高いため、対国家公務員指数82.7と低くなった。		
講ずる措置	今後も、国家公務員の給与制度に準じた取扱いを行い、適切な給与水準の確保に努める。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 100.8		
	参考	地域勘案	102.8
		学歴勘案	101.1
		地域・学歴勘案	103.6
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	本法人の給与制度は国家公務員に準じているが、医療職員という職種の特殊性等から、特例法による給与減額支給措置に関する削減を実施していないことが影響していると考えられる。単純に比較できないが、給与水準は社会情勢に適合し、適正なものであると考えている。 なお、対国家公務員指数は、平成23年度は94.6、平成22年度は93.0である。		
給与水準の適切性の検証	【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41% (国からの財政支出額 17,026,366千円、支出予算の総額 41,881,258千円：平成24年度予算)		
	【検証結果】 国からの財政支出額は100億円以上であるが、本学の予算の総額に占める割合は41%であり、また、累積欠損は生じていないことから、適切な水準を維持していると思われる。		
講ずる措置	今後も、国家公務員の給与制度に準じた取扱いを行い、適切な給与水準の確保に努める。		

○ 教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

95.1

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 11,954,671	千円 12,973,175	千円 (%) △ 1,018,504 (△7.9)	千円 (%) △ 1,041,444 (△8.0)
退職手当支給額 (B)	千円 1,628,166	千円 1,780,213	千円 (%) △ 152,047 (△8.5)	千円 (%) △ 227,486 (△12.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,771,386	千円 3,951,481	千円 (%) 819,905 (20.7)	千円 (%) 1,142,339 (31.5)
福利厚生費 (D)	千円 2,162,231	千円 2,128,337	千円 (%) 33,894 (1.6)	千円 (%) 153,136 (7.6)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 20,516,454	千円 20,833,206	千円 (%) △ 316,752 (△1.5)	千円 (%) 26,545 (0.1)

注1:「非常勤役職員等給与」の金額は、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について、対前年度比を示し、その増減要因の説明

①給与、報酬等支給総額 …… 対前年度比 △7.9%

説明：運営費交付金の削減に対し、定年退職教員の1年間の不補充の継続及び教職員の人件費削減計画の実施等を行ったこと、また、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、給与削減を実施したことにより、1,018,504千円の減となった。

なお、特例法による削減は、一般職員131,230千円、教育職員399,261千円となった。

②最広義人件費 …… 対前年度比 △1.5%

説明：人件費削減計画の実施等により給与、報酬等支給総額1,018,504千円の減となり、退職手当支給額についても、前年度に比して手当額が高い退職者が少数であったこと、また、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、退職手当の引き下げを実施したことにより、152,047千円の減となった。そのうち、退職手当の引き下げを実施したことによる減は、一般職員17,108千円、教育職員48,502千円、医療職員11,804千円となった。しかし、外部資金などの経費による特定職員(特定研究員、特定教員等)、有期契約職員の増加及び看護・医療体制の充実のために契約職員を増員したことにより、非常勤役職員等給与が819,905千円の増、これに伴う福利厚生費33,894千円の増になったが、給与、報酬等支給総額の大幅な減により、最広義人件費が316,752千円の減額となった。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、職員は1月1日から、また、役員は3月1日から以下の措置を講ずることとした。

・役職員の退職手当について、本学の退職手当支給率の調整において、調整率を段階的に引き下げる旨「国立大学法人愛媛大学退職手当規程」及び「国立大学法人愛媛大学役員退職手当規程」を改正した。

役員に関する講じた措置の概要：

「新たに、「職員退職手当規程の調整率」と同様の率を乗じることとし、次表のとおり、段階的に引き下げる。」

〈期 間〉	〈調整率〉
現行	———
平成25年3月1日 ～ 平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日 ～ 平成26年6月30日	92/100
平成26年 7月1日 以降	87/100

職員に関する講じた措置の概要：

「退職手当規程上設けられている「調整率」を次表のとおり、段階的に引き下げる。」

〈期 間〉	〈調整率〉
現行	104/100
平成25年1月1日 ～ 平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日 ～ 平成26年6月30日	92/100
平成26年 7月1日 以降	87/100